

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで 同市新川通字長沼一〇一四番地</p>	<p>加須市新川通字中分八二七番九 地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>八・五〇 八・五〇</p>	<p>三・〇〇 三・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二一九五・一七</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>事による。</p>		<p>備 考</p>

国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工